

平成 30 年度 第 4 回猿払村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成 30 年 11 月 16 日 (金) 13 時 30 分から 14 時 30 分

2. 開催場所 猿払村役場 3 階 委員会室

3. 出席委員 (9 人)

会長	10番	円丁会長
委員	1番	水野委員
	2番	羽鳥委員
	3番	早坂委員
	4番	港 委員
	5番	大武委員
	6番	仲野委員
	7番	木村委員
	9番	宮尾委員

4. 欠席委員 (1 人) 8 番 森 委員

5. 議事日程

第 1 会期決定

第 2 会議録署名委員の指名について

第 3 事務報告

第 4 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する意見について

第 5 議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請に対する意見について

第 6 議案第 3 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について

第 7 議案第 4 号 現況証明願いについて

第 8 その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 小林局長

事務局次長 末永次長

農地係長 林係長

農地係 田村主事補

7. 会議の概要

円 丁 会 長

ただいまの出席委員数は9人です。定足数に達しておりますので平成30年度第4回総会を開会致します。

日程に入る前に一言、ご挨拶を申し上げます。皆様それでお忙しい中、お集まり頂きましてありがとうございます。先日行われました、宗谷地区の農業委員農地利用最適化推進委員の研修会等に、5名の方に参加して頂いて誠にありがとうございます。研修会の終了後に懇親会に参加してきました。懇親会の中で他の地区の方達とお話をする機会がありまして、どこの地区も人手不足の話が話題になってました。豊富町や枝幸町の中では、中小規模な農家さんでも外国人雇用を利用していると話していました。国会でも今、外国人雇用、技能実習生の事が議論されてますが、猿払村におきましても、今の農地を維持していくには、やはり外国人の雇用を将来的には、考えていかなければならぬと思ってます。本日も数件の案件がありますので慎重審議のほどお願いします。

日程第1、会期の決定について。会期は本日一日限りと致しますがこれに、ご異議ありませんか。

一 同

(異議なしの声)

円 丁 会 長

異議なしと認めます。よって会期は本日一日限りと致します。

日程第2、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第36条の規定により、2番羽鳥元治君、3番早坂裕君を指名致します。

日程第3、事務報告。内容について事務局より報告します。

小 林 局 長

日程第3、事務報告。平成30年9月28日から平成30年11月15日となってございます。9月28日、平成30年度第3回猿払村農業委員会総会をこの場にて開催してございます。出席者委員8名、事務局4名となってございます。10月1日から10月2日、平成30年度ブロック別農業委員会職員研修会を旭川市にて開催してございます。出席者末永次長、林係長でございます。内容につきましては農業経営基盤強化促進法の一部改正、また農地転用制度に関する事項、また遊休農地等に対する取り扱い方、また農地権利移動について研修をしてございます。10月9日、平成30年度宗谷農村パートナー対策協議会第2回運営委員会を浜頓別町で開催してございます。末永次

長が出席しており、10月20日から21日に開催された交流会に向けた事前の説明会を行っております。10月10日から10月12日、平成30年度のうねんセミナーを札幌市で開催してございます。末永次長が出席し、内容につきましては、演習問題を中心に一問一答形式のセミナーとなってございます。続いて、10月13日から10月14日、北海道新規就農フェアを札幌市で開催してございます。末永次長が出席しており、今年のフェアにつきましては、JAの方からも2名、参加して頂いて、担い手センターのブースに来て頂いた人数につきましては7名で、そのうち4名が大学生、3名が高校生となってございます。ブースに来て頂いた7名につきましては、今後JAとタイアップしながら対応をしていきたいと考えております。続いて、10月20日から10月21日、宗谷酪農青年との交流会を札幌市で開催してございます。私の方で出席しまして、今年度の交流会につきましては、宗谷の取り組みと致しまして、宗谷の男子5名のうち猿払村が1名、募集をした女性7名計12名で実施して来ております。赤い糸プロジェクトが企画をしたスケジュールを実施しまして、とても和やかな感じで進んでございます。11月20日に今回の交流会の反省会を実施する事になってございます。続きまして、農地利用状況調査を10月24日に開催してございます。委員5名、事務局3名での実施となってございます。続いて、10月30日から11月1日、平成30年度農業者年金記録管理システム研修会を江別市にて開催してございます。田村主事補が出席し、年金管理システムの操作等応用などを研修して来てございます。11月12日、平成30年度地区別農業委員農地利用最適化推進委員等研修会を中頓別町で開催してございます。委員5名、事務局2名参加し、農業会議乾部長より農業、農業委員会を取り巻く情勢を説明され、水尻技師より農地法、農業経営基盤法一部改正の説明がされてございます。以上です。

円丁会長

事務報告について、ご質問等ございますでしょうか。なければ議事に入ります。

日程第4、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請に対する意見についてを議題と致します。内容について事務局より説明します。

小林局長

日程第4、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請に対する意見について。下記のとおり、農地法第3条の規定による許可申請の提出がありましたので、御審議願います。平成30年11月16日提出、猿払村農業委員会会长円丁辰夫。受付番号1番の内容につきま

しては、所在地番芦野3543番1、地目現況畑、面積153, 216m²のうち147, 100m²。譲渡人は芦野の○○○○さん。譲受人と致しましては、息子の○○○○さんとなってございます。利用権の設定につきましては使用貸借権であり、期間につきましては、平成30年11月16日から平成49年3月28日までとなってございます。別紙の附属資料の議案第1号をめくって頂きまして、そちらの方に今回の農地法第3条の審査表を添付させてございます。こちらにつきましては、項目ごと農地法第3条の第2項第1号項目から、第7号項目分の内容につきまして、判断理由を記載させてございます。その内容につきまして、適合しているとなってございます。もう一枚めくって頂きまして、そちらの方につきまして場所の地籍図また、航空写真を付けさせてございますのでそちらの確認の方もお願いします。

続きまして、受付番号2番の内容ですが、所在浜猿払3768番1から浅茅野台地2692番8までの計12筆、地目は現況畑、面積は合計626, 190m²、譲渡人は○○○○さん、譲受人は○○○○の○○○○さん、利用権の設定につきましては使用貸借権で、平成30年11月16日から平成50年11月15日までの期間となっております。詳細といたしましては、息子さんに経営移譲をするにあたって農地の権利を設定するものとなってございまして、付属資料をご覧いただきますと、審査表と位置等を確認できる図面を添付してございますのでご確認いただければと思います。

以上です。

円丁会長

ただいまの件について質疑を賜ります。質疑がなければ本案を可決することにご異議ございませんか。

一 同

(異議なしの声)

円丁会長

異議なしと認めます。よって、日程第4、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請に対する意見についてを原案通り可決、決定いたします。

日程第5、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請に対する意見についてを議題と致します。内容について事務局より説明します。

小林局長

日程第5、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について。下記のとおり、農地法第4条の規定による許可申請の提出がありましたので、御審議願います。平成30年11月16日

提出、猿払村農業委員会会長円丁辰夫。場所につきましては、芦野2141番27、地目現況畑、面積677m²、利用者は〇〇〇〇さんでございます。こちらの転用の内容につきましては、附属資料の議案第2号の見出しをめくって頂きまして、そちらの方に審査表を付けさせて頂いてございます。内容につきましては、次のページをめくって頂いた所に農家住宅の建設という事になってございます。農家住宅の建設に伴いまして、立地基準、また一般基準、また添付書類等をこちらの方でチェックをさせて頂いて、総合的な判断と致しましては今回の申請に対して農家住宅のものであり、また、このことから許可相当と認められるとなってございます。もう一枚めくって頂きまして、次のページには航空写真、またこれから転用する箇所を添付してございます。もう一枚めくって頂きましては、これからの転用の計画の方を記載してございます。内容については以上です。

円 丁 会 長

ただいまの件について質疑を賜ります。質疑がなければ本案を可決することにご異議ございませんか。

一 同

(異議なしの声)

円 丁 会 長

異議なしと認めます。よって、日程第5、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請に対する意見についてを原案通り可決、決定いたします。

日程第6、議案第3号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題と致します。内容について事務局より説明します。

小 林 局 長

日程第6、議案第3号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について。下記の者に係る農用地利用集積計画の決定について御審議願います。平成30年11月16日提出、猿払村農業委員会会長円丁辰夫。計画する土地につきましては、所在猿払村知来別154番3、現況採草畑、面積44,406m²から、もう一枚めくって頂きまして、所在猿払村知来別2005番、現況採草畑、面積86,661m²、合わせまして全筆で35筆、農業施設も合わせまして501,974.55m²となってございます。対価につきましては、使用貸借権となっておりまして、利用権の開始時期につきましては、平成30年11月17日、終了時期と致しましては平成40年11月16日となってございます。譲渡人と致しまして、知来別〇〇〇〇さん、譲受人と致しましては、知来別

○〇〇〇さんとなってございます。譲渡理由と致しまして、農地を貸付けて有効利用を図るために、譲受理由と致しましては農地を借受けで経営の安定を図るためとなってございます。こちらの案件につきましては、以前にも経営移譲の関係でございまして、再設定が必要になり、再設定した内容となってございます。附属資料見出しの議案第3号の方をめくって頂きまして、こちらが基盤強化促進方第18条審査表となってございます。こちらの18条の条項の第3項第1号から第3項第4号まで判断理由を記載してございます。判断理由の内容をもとに適否をさして頂いて適合となってございます。もう一枚めくって頂きまして、場所の地籍図また航空写真の方を添付してございます。

次に、番号30利の3ですが、所在は浅茅野台地2655番4、地目は畠、面積は40,849m²。設定の内容は、公益財団法人北海道農業公社が所有している農地を○〇〇〇さんが賃貸していたものを、経営移譲に伴って○〇〇〇さんに賃貸借権を移転するものとなっております。期間は平成33年8月31日までとなりまして、付属資料の方に審査表、位置等を示す図面を添付してございます。

続きまして、番号の30所の1浅茅野台地343番177、現況採草畠、面積12,730m²から浅茅野台地3681番9、現況採草畠、面積140,433m²、合わせまして9筆、583,703.32m²となってございます。こちらの件につきましては、所有権移転となりまして、対価の支払いについて、15,767,000円となってございます。所有権移転時期と致しまして、平成30年11月16日、引渡し時期と致しまして、平成31年3月29日となってございます。譲渡人と致しまして、公益財団法人北海道農業公社、譲受人と致しましては浅茅野台地○〇〇〇さんとなってございます。譲渡理由と致しまして、農地を売り付けて有効利用を図る、譲受理由と致しましては、農地を買い受けて経営の安定を図るとなつてございます。こちらにつきましては、農地保有合理化事業の売り渡しとなつてございまして、場所等につきましては、先ほどの議案第3号の見出しの後ろの方に添付されてございます。こちらの方も審査表を付けてございまして、18条項の第3項第1号から第3項第4号までの判断理由を記載してございます。こちらの内容につきましても、適合という形で判断しております。もう一枚めくって頂きまして、今回の所有権移転する場所の方の地籍図、また航空写真を添付してございます。内容については以上です。

円丁会長

まずは、受付番号30利の2について質疑を賜りますが、本件は議事参与の制限に該当しますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、1番水野委員に退席を命じます。

(水野委員退席)

それでは、30利の2について、質疑を賜ります。

質疑がなければ本案を可決することにご異議ございませんか。

一 同 (異議なしの声)

円丁会長 異議なしと認めます。

それでは、水野委員に入場をお願いします。

(水野委員着席)

それでは、30利の3、30所の1について、質疑を賜ります。

質疑がなければ本案を可決することにご異議ございませんか。

一 同 (異議なしの声)

円丁会長 異議なしと認めます。よって、日程第6、議案第3号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを原案通り可決、決定いたします。

日程第7、議案第4号、現況証明願いについてを議題と致します。
内容について、事務局より説明致します。

小林局長 日程第7、議案第4号、現況証明願いについて。下記のとおり、現況証明願いの提出がありましたので、御審議願います。平成30年11月16日提出、猿払村農業委員会会長円丁辰夫。所在の場所につきましては1筆目、狩別2582番13、公簿地目と致しましては畑、現況につきましては農地採草放牧地以外となっており、面積1,767m²、所有者につきましては〇〇〇〇さんでございます。もう1筆あります、狩別2584番10、公簿地目と致しましては畑、現況につきましては農地採草放牧地以外となっており、面積につきまして1,760m²となってございます。こちらにつきましても、所有者〇〇〇〇さんとなっております。この件につきましては、別紙の附属資料見出し議案第4号をめくって頂いて、場所につきましては赤く塗られている場所となってございます。こちらにつきましては、以前に〇〇〇〇さんとの売り渡しの件につきまして、合意がなされてたのですが、畑の方につきましては、保有合理化事業を使っていました

が、残りの山林だとか、原野の方の所有権の移転がまだなっていなかったという部分がありまして、こちらの部分についてまとめた形で、所有権移転をすると申し出がございましたので、この2ヵ所について現況証明が無い事には、所有権移転がなされないという事がありましたので、今回この議案として提出させて頂いたことでございます。以上です。

円丁会長

ただいまの件について質疑を賜ります。質疑がなければ本案を可決することにご異議ございませんか。

一 同

(異議なしの声)

円丁会長

異議なしと認めます。よって、日程第7、議案第4号、現況証明願いについてを原案通り可決、決定いたします。

日程第8、その他。その他として、事務局から何かありますか。

末永次長

事務局より、事務連絡を2点ほどさせて頂きます。私の方から1点目、国営農地防災ポロ沼地区連絡会議の役員についてですが、現在農業委員さんから、森委員と大武委員が役員となっていますが、任期について今年の12月2日までとなっており、連絡会議の議長であります、芦野の柴田さんに意見を伺った所、事業期間が残り少ない事から出来れば再任して頂きたいとの意向でしたので、よろしければ、森委員が本日ご欠席されてますが、この場で、ご意見をお伺いしたいと思います。継続という形でもよろしいですか。

一 同

(良いです)

末永次長

それでは、継続という形でよろしくお願ひします。

林係長

私の方から、もう1点ありますて、来月の12月12日の水曜日に稚内市で、毎年開催されています年金協議会代議員研修会が先にご案内させて頂いたんですけども、この場でまだ返事頂いてない方確認させて頂きたいと思います。円丁会長と早坂委員が出席頂けるとなつていて、仲野委員、港委員、羽鳥委員は欠席とご返事いただいてます。他の方々どうですか。

(聞き取り中)

それでは、円丁会長と早坂委員と宮尾委員で出席して頂くという事でよろしくお願ひします。

円 丁 会 長

委員の皆様方から何かござりますでしょうか。

無ければ、これで第4回の農業委員会総会を終了いたします。本日は、ご苦労様でした。

議

長

円 丁 辰 夫



会議録署名委員

羽鳥 元治

会議録署名委員

早坂 祐三

